# 農業インフラの維持管理集約化促進事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

## 1 業務の目的

県内の農村地域における用排水路や農道といった農業水利施設等(以下、「農業インフラ」)は、多面的機能支払活動組織や土地改良区(施設管理者)により維持管理が行われてきましたが、人口減少や高齢化を背景に、管理の継続や知見の継承に支障が生じています。また、施設管理用の紙資料の劣化等が顕在化しており、将来的な農業インフラの管理に支障が生じることが懸念されます。

こうした中、県では、農業インフラの管理に伴う紙資料の収集・整理と電子データ化を図り、支援システムの構築により施設管理の省力化・効率化を進めることとしています。この取組により、施設管理に関連するデータの蓄積・共有を図り、地域住民等を含む多様な人材が施設の管理に参画するための体制強化を支援し、継続的に施設が適正に保全管理されることをめざします。

本業務は、支援システムの構築に必要な資料等の収集、県が定める1地区のモデル地区への現地調査等を行うとともに、支援システムの機能及びシステム構築図 (案)を複数作成し、機能等の比較検討に資することを目的に実施します。

## 2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 農業インフラの維持管理集約化促進事業業務委託
- (2) 委託期間 契約の日から令和8年3月26日(木)まで
- (3) 委託内容 別紙「業務委託仕様書」第2の2 業務内容 のとおり

## 3 契約上限額

10,607,300円(消費税及び地方消費税を含む)

### 4 参加条件

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

### (1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権 を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32 条第1項各号に掲げる者でないこと。

## (2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中 である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

・当該の業務を履行するにあたり、技術士(農業部門 農業土木・農業農村工学 科目)または、RCCM(農業土木)を有するものを、担当者に含めること。

## 5 参加資格確認申請書の提出

当該企画提案コンペに参加を希望する者は、企画提案書の提出に先立ち、「企画 提案コンペ参加資格確認申請書」(第1号様式)を1部提出すること。

(1) 提出期限

令和7年11月20日(木)17時必着(期限厳守)

なお、提出は持参、郵便又は信書便によるものとし、郵便又は信書便の場合は電話にて到着を確認すること。(電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする。)

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農山漁村づくり課

- (3) 提出書類(各1部)
  - ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)
  - イ 役員等に関する事項(第2号様式)
  - ウ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、 委任状(第3号様式)
  - エ その他、上記アに記載の添付書類一式
- (4) 結果通知

令和7年12月4日(木)17時までに申請者に対し電子メールまたは電話により通知する。

### 6 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「農業インフラの維持管理集約化促進事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり

- (1) 企画性:提案の内容が一連の企画として、独自のアイデアが盛り込まれ、効果 的かつ効率的な仕組みとなっているか。
- (2)的確性:提案の内容は仕様書に定める業務と合致し、具体的に記述しているか。
- (3) 専門性:過去に当該業務に類似の業務を行った経験を有しており、ニーズやトレンドについての豊富な知識を踏まえた提案となっているか。
- (4)経済性:十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。
- (5)業務推進体制:委託業務が適切に実施できる体制を構築しているか。

- ・企画提案書の提出期限は、令和7年12月11日(木)12時まで(提出先:三重 県農林水産部農山漁村づくり課)とする。メール不可。持参、郵便又は信書便の場 合は必着のこと。
- ・提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、書類審査通過者を 5者程度選定した上で、当該書類審査通過者によるプレゼンテーションを実施す る。なお、提案者が5者以下の場合は、書類審査を省略する。
- ・プレゼンテーションの有無、時間割及び開催場所等については、提案書を提出したすべての者に令和7年12月16日(火)17時までに電子メール又はFAXにて連絡する。
- ・プレゼンテーションは、令和7年12月23日(火)(予定)、ウェブ会議システム (Teams) によるリモート形式で実施する。
- ・プレゼンテーションは、画面共有機能による投影と提出済みの企画提案書(紙)との併用で行う。また、ウェブ会議システムの接続に必要なURL、パスワード等については、書類審査通過者に、令和7年12月16日(火)17時までに電子メールで連絡する。なお、プレゼンテーションの実施に先立ち、ウェブ会議システムの接続テストを令和7年12月22日(月)に行う予定であり、接続テストに必要なURL、パスワード等については、プレゼンテーションの実施日時等とあわせて、書類審査通過者に、令和7年12月16日(火)17時までに電子メールで連絡する。
- ・プレゼンテーションは、提出いただいた企画提案書及び見積書とし、パワーポイント等の使用は不可とする。また、時間配分は、提案者による説明15分以内、選定委員会の質疑10分以内とする。
- ・提出済みの企画提案書とウェブ会議システムの画面共有機能で投影する資料について、内容の差異や追加記述は認めない。もし内容差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案書の内容により審査・選考を行う。
- ・上記の方法により選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。
- ・選定結果の通知は、令和7年12月24日(水)17時までに、提案したすべての 者に対して電子メールまたは電話により行う。

## 7 提出を求める企画提案資料の内容

## (1) 企画提案書

ア様式、部数

- ・A4判、様式は自由
- ・持参、郵便又は信書便により8部提出すること(電子メールによる提出不可)

### イ内容

- 企画提案書 8 部提出
  - ※「農業インフラの維持管理集約化促進事業業務委託仕様書」第2の2(1) から(6)について、提案を記載すること。特に以下については、説明

に加え、提案書に記載すること。

- ◎業務仕様書第2の2(1)(2):記載した資料以外に想定される必要資料について
- ◎業務仕様書第2の2(3): 聞取り調査の具体的内容
- ◎業務仕様書第2の2(4):現時点で考えられる支援システムの選択肢ごとのメリット、デメリット
- ◎業務仕様書第2の2(4):支援システムの使いやすさ、便利さを向上させるため、現時点で考えられる工夫
- ◎業務仕様書第2の2(4):将来的にモデル地区以外も使えるような方向 性について

## • 見積書 8 部提出

- ※見積書には、内訳の金額を記載してください。見積価格は消費税及び地方 消費税抜きの額(免税業者にあっては、契約希望額に110分の100を掛け た額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、そ の端数を切り捨てるものとします。)
- ※見積書において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・ 担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。発行責任者と担当 者は同一でも可です。
- (2) 提案は、1事業者につき1件までとします。

### 8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1)消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用) (有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の過去6か月以内に発行したもの)の 写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の過去6か月以内に発行したもの(無料)) の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行 した実績の有無を示す証明書(該当する契約実績がある場合のみ)
- (4) 三重県電子調達システム(物件等)利用登録をしていない事業者又は共通債権者 (物件契約)登録をしていない事業者にあっては、「三重県財務会計システム共通 債権者(物件契約)登録申出書」
- (5) 技術士(農業部門 農業土木・農業農村工学科目) または、RCCM(農業土木)の 資格者証の写し
- (6) 契約書について、紙の契約書ではなく、電子契約を希望する場合は、「電子契約 利用意向確認書兼メールアドレス確認書」 様式は、以下の URL からダウンロードしていただけます。 https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/m0158300160.htm

- 9 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答
- (1) 質問の受付期間

令和7年11月13日(木)12時まで(必着)

(2) 質問の提出方法

当企画提案コンペに関する質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4判)にて行うものとし、担当部局まで、持参、FAX、電子メール (nozukuri@pref.mie.lg.jp) のいずれかの方法で提出してください。FAX、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信を確認してください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限ります。なお、次の質問は受け付けしません。

- ・企画内容に関する照会
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容
- (4)回答方法

受けた質問に対する回答については、令和7年11月17日(月)17時までに、原則三重県ホームページに掲載します。

## 10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをして いる者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てを されている者 (以下これらを「更生 (再生)手続中の者」といいます。)のうち三 重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者 (会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の 額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約書は、書面による場合は2通作成し、双方各1通を保有します。電子契約による場合は電子署名を行い、各自保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額(消費税及び地方消費税を抜いた額)の100分の110に相当する金額とし、

契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。 (契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

- (4) 契約は、三重県農林水産部農山漁村づくり課において行います。
- 11 監督及び検査契約条項の定めるところによります。
- 12 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期 契約条項の定めるところによります。
- 13 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限ります。
- 14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

- 15 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置
  - (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等 排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以 下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとしま す。
    - ア 断固として不当介入を拒否すること。
    - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
    - ウ発注所属に報告すること。
    - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、 納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と 協議を行うこと。
  - (2) 契約締結権者は、受注者が(1) イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

### 16 その他

- ・契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものと します。

・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に罰則規定があるので留意すること。

## 17 連絡先

〒514−8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農山漁村づくり課

Tel: 059-224-2551 FAX: 059-224-3153

E-mail: nozukuri@pref.mie.lg.jp

担当:諸岡·加藤